四万十市教育委員会請願等処理規程を次のように定める。

令和4年10月5日

四万十市教育委員会

四万十市教育委員会訓令第3号

## 四万十市教育委員会請願等処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、四万十市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する請願又は陳 情(以下「請願等」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(請願書等の提出)

- 第2条 教育委員会に対し請願等をしようとするもの(以下「請願者」という。)は、教育長に 請願書又は陳情書(様式第1号。以下「請願書等」という。)を提出しなければならない。
- 2 前項の請願書等には、邦文を用い、件名、請願等の要旨、提出年月日並びに請願者の住所及 び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記載しなければな らない。

(請願書等の取扱い)

第3条 教育長は、前条第1項の請願書等を受理したときは、教育委員会の会議(以下「会議」 という。)に提出しなければならない。

(教育長の専決)

- 第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、請願等が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、会議を経ずに当該請願等を処理することができる。
  - (1) 請願の内容が四万十市教育長事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)において教育長に委任された事務に係るものであるとき。
  - (2) 第6条の処理が既になされた請願等と同趣旨のものであるとき。ただし、当該処理をした日から1年以内に第2条第1項の規定による提出があったものに限る。
  - (3) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。
- 2 教育長は、前項の規定により処理をしたときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(説明の聴取)

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求めて説明 を聴取することができる。

(意見陳述の要請)

第6条 請願者は、四万十市教育委員会会議規則(平成17年教育委員会規則第2号)第12条に定める意見陳述を行いたい場合は、事情の陳述申出書(様式第2号)により申し出を行わなければならない。

(請願等の処理)

第7条 教育委員会は、第3条の規定により会議に提出された請願書等については、迅速かつ慎重に審議のうえ、請願等の趣旨の採択の可否を採決し、その結果を受けて教育長は請願等を処理するものとする。

(その他)

第8条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 請願書 (陳情書)

年 月 日

四万十市教育長 様

請願(陳情)者 住 所

氏 名

1 件名

に関する請願 (陳情)

2 請願(陳情)の要旨

※請願(陳情)の要旨は、簡潔に記載してください。

3 請願(陳情)の理由

## 事情の陳述申出書

年 月 日

四万十市教育長 様

請願(陳情)者 住 所

氏 名

私は、 年 月 日付けで四万十市教育委員会に提出した「 に関する請願(陳情)」について、教育委員会会議で事情を述べたいので申し出ます。